（公告する事項）

第十七条　法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　様式第一の二の申請書及び法第六条第四項に規定する図書の縦覧の場所

三・四　（略）

（承継の届出）

第十八条　法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書を提出することにより行うものとする。

2　法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して提出することにより行うものとする。

一～三　（略）

3　（略）

（行為者証の交付等）

第十九条　法第十一条第五項の規定により環境大臣に対し行う行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書を提出することにより行うものとする。

2　（略）

3　法第十一条第六項の規定により環境大臣に対し行う行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して提出することにより行うものとする。

一　申請をしようとする者が主宰者である場合

イ　主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　主宰する南極地域活動に係る南極地域活動計画について確認を受けた年月日

ハ・ニ　（略）

二　（略）

（公告する事項）

第十七条　法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所

三・四　（略）

（承継の届出）

第十八条　法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書により行う。

2　法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。

一～三　（略）

3　（略）

（行為者証の交付等）

第十九条　法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。

2　（略）

3　法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。

一　申請をしようとする者が主宰者である場合

イ　第一項第一号及び第二号に掲げる事項

（新設）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

第三章　南極地域における行為の制限

第二十条・第二十一条　（略）

（処分が禁止される放射性物質）

第二十一条の二　令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第一号及び第二号に掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項の確認を受けたものを除く。）とする。

第二十二条～第三十一条　（略）

第五章　雑則

（やむを得ない事由がある行為）

第三十三条　（略）

一・二　（略）

2　法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書を提出することにより行うものとする。

（削る）

第二条　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

第三章　南極地域における行為の制限

第二十条・第二十一条　（略）

（処分が禁止される放射性物質）

第二十一条の二　令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第一号から第五号までに掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項の確認を受けたものを除く。）とする。

第二十二条～第三十一条　（略）

第五章　雑則

（やむを得ない事由がある行為）

第三十三条　（略）

一・二　（略）

2　法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

第三十四条　削除

（書類の経由）

第三十五条　この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあっては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）を経由して提出することができる。